

## 非常変災時等における対応について

1 台風、地震、降雪等の非常変災時においては、安全と健康の確保を最優先に危険を回避した行動をとること。

2 学校は、生徒の登下校の安全性を十分考慮し、対応を検討する。その判断は、原則以下のとおりとする。学校への電話照会は特に必要な場合のみに限る。

(1) 午前6時の交通機関及び変災の状況等を確認する。

ア JR京葉線が不通のときは、自宅待機し運転回復を待つ。

(2) 午前9時までの交通機関の運転回復状況及び変災の進路及び災害状況を自宅待機しながら確認する。

ア 午前9時までに京葉線が運転再開のときは、始業時間を遅らせる。なお、始業時間については、状況を見て協議・判断し、ホームページで掲示する。

イ 午前9時の段階で、京葉線が不通のときは、臨時休業とする。

(3) その他、校長の判断で臨時休業とする場合がある。

(4) 日課等については、状況に応じて協議・判断し、午前6時・午前7時・午前8時・午前9時にホームページに掲示する。

3 公欠の扱いについて

JR京葉線以外の利用交通機関が不通のとき、安全で無理のない代替交通機関が利用できる場合は、安全を確保し登校する。登校が困難な場合は、以下のとおりとする。

(1) 自宅待機中であれば保護者または生徒の判断で、登校途中であれば生徒本人の判断で危険を回避した行動をとる。そのための遅刻や欠席は、公欠扱いとする。

(2) 気象警報が発令される等、外出が危険と判断した場合や、被災状況・家庭の事情等で、登校が困難と判断した場合における遅刻や欠席についても、公欠扱いとする。

※ 緊急情報は、その都度千葉西高等学校のホームページにおいても掲示する。また、次のアドレスで携帯電話から見ることができる。

<http://cms1.chiba-c.ed.jp/chibanishi-h/m/>